

歐洲に於る更生保護

秦 隆 眞

今日歐洲において更生保護の現状は、いかなる形態をとっているのだろうか、私は、常日頃それを知りたいと思つていたが、このたび、保護司會の招きで、その現状を見る機會を得る事が出来ました。

(昭和三十四年三月六日より三週間)

私達の見學旅行は、短期間であつた爲、更生保護の現状を詳しく知る事は出来なかつたが、しかし、我國における更生保護とを比較して、施設、指導、職員の養成、更生保護に於ける理念等の概略を知ることが出来、これによつて、その現状を表面的にはあるが見ることが出来た。

我々は、始めに、ローマにある少年院を視察し、フロ

ーレンスの少女の家、次いで、ドイツの刑務所、ジュネーブの國連本部、ベルギーの國際裁判所を、そして最後に、イギリスの少年院、警視廳を視察し、國々での座談會に出席して來ました。

日本の更生保護は、イギリス、ドイツの制度を模倣して導入されたものであるが、我國において、更生保護を大きく分けて、緊急更生保護法、豫防更生保護法とに大別され、これを更に詳しく分けると、保護觀察を中心として行なわれる犯罪者豫防更生法、執行猶豫者に對しては執行猶豫者保護觀察法、又、保護司に關しては保護司法がある。その他、兒童福祉の立場からの兒童福祉法、少年の立場から見た少年院法等の法律を基に保護觀察

官、保護司等の専門家、又、ボランティアがその任務に當り、法律、制度、機關、施設と其の間にある家庭裁判所、裁判所、保護觀察所が有機的に機能し、犯罪の豫防活動と更生保護活動、及び、アフターケアを行つていきます。又別に、出所した人のための更生保護會や更生保護婦人會、保護觀察協會という協力團體がある。

法については、我國とあまり變わりはないが、我が國の更生保護と異つてゐる點は、歐州では、保護司という制度が無いことである。我國の保護司法によると、保護司となるには、一定の年齢制限があり、法務大臣の委任を受けて始めて仕事をするのであるが、名譽職である。歐州では、この制度はなく、日本で行なわれている様な保護司の仕事は、保護觀察官という有給吏員によつて行なわれており、その下に、彼らを助けるボランティアの人々がいる。

歐州における更生保護事業は、社會事業と同様、長い歴史と共に變遷して來た。

イギリスにおける救貧法の成立過程をみると、貧民の救済は中世教會によつてなされ、宗教的慈善とギル

ドの相互扶助であつたが、十六世紀初頭の激しい大衆窮乏時期において大量の無所有の貧民が発生し、舊來の方法では救済や保護が不可能となつた。當時の大衆窮乏の原因は、エンクロージャーによる農村人口の減少・産業における資本の生成と擴大、貨幣惡鑄、僧院解體等であり、これら大量窮乏の存在は、十六世紀前半の大きな問題となり、中世的な宗教の立場による慈善は、時とともに、國家行政による貧民救済に移行した。

エリザベス救貧法は一五七二〜一五七六年の諸立法によつて實質的に完成した。一六〇一年以後は一八三四年の新救貧法にいたるまで實質的に重要な變更は加えられなかつた。エリザベス救貧法は、少なくとも一七九五年以後から、すでに重要な困難に直面していた。ナポレオン戦争の大規模な遂行と技術革新のための資本蓄積の強行資本の本源の蓄積によつて、労働者階級の狀態の改善は大きく制限された。一七六〇年代の農村好況を背景とした「救貧法の人道主義化」が、地主階級の利害を守る手段となり、農民窮乏がかえつて深刻化した。他方、一八一八年の恐慌以後、景氣變動にもとづく循環的失業

問題が次第に深刻化し、十九世紀初頭には、エリザベス救貧法の全面的改正が必要となった。

資本主義の發達が、相對的過剰人口流動的、潜在的、停滞的過剰人口を創出し、一方の極での富の蓄積は、同時に反對の極での貧困、勞働苦、奴隸狀態、無知、粗暴、道德的墮落の蓄積なのである。しかし、勞働者階級の當面の生活條件の改善をはかるため、一八五〇年、一八五三年の工場法の制定により、婦人、年少者、兒童に關しては十時間勞働日が確立された。

ところで、資本主義國家による勞働者階級の疾病に對する近代的な「勞働力の保全策」は、工場法に比してはるかに遅れて登場した。一八八〇年に「雇用主責任法」、一八九七年「勞働者災害補償法」、一九一一年「國民保險法」が制定され、次第に社會保險が制定され、一方、「無據出老齡年金制度」「失業保險の無契約給付」等、社會事業が整備され、ここに近代的な社會事業の基礎が築かれ、第二次世界大戰後、アメリカにおいては心理學、精神醫學を基礎としたケース、ワークを中心とした社會福祉 (social welfare) が發達した。

資本主義の一般的危機に直面し、より資本主義の圓滑な發展のために社會政策が行なわれ、その補完として社會事業が (social work) が行なわれ、社會福祉 (social services) から社會保障 (social security) へと高められ、慈善的思想から民主主義的思想、生存權確立へと發展して來た。

更生保護について、「個人と社會」の認識がさげば、それまでは貧困や犯罪は全て個人の責任と考えられていた。慈善的思想からの脱皮によって、人が罪を犯したりするのは、社會 (環境) がそうさせるのであり、その責任はすべて、そのような個人を包含している社會にあるという認識に至った。犯罪者といえども人權があり、人權思想が發達するにつれて、「犯罪者を罰する」のではなく、「教育」するのだという人權主義が、理論、實踐面に強く打ち出される事となった。民主主義の進展によって社會福祉は大きく前進することとなった。

イギリスの更生保護は、三十年程前までは、篤志家のサービスによってなされていたが、第一次大戰後對象者増加のため、國民の恣意的なサービスのみでは對據でき

なくなり、専門の保護観察官を養成して、彼らの手に委ねた。彼らは、日本の保護司の如くボランティアではない。現在約八百人の専門家が居り、その下にボランティアが協力して保護活動を行なっている。日本では、専門の保護観察官は非常に少なく、従って、實際面での活動はボランティアの保護司に大きく依存している。イギリスでは、専門職で従って有給の公務員である保護観察官自身が實際に街へ出て対象者と直に接觸して援護に當っている。この状態は従事者側からみれば限度があるが、欧州では日本のボランティアの保護司の活動を注目しているとの事です。確かに、日本の保護司制度は現在重要な役割を果たしているが、このままではたしてよいのであろうか。専門の保護観察官と違い、全く任意の奉仕であり、その活動には、大きな障害と限度がある。無給で人を使うという事は、いくら社會福祉のためとはいえ、その従事者にも人權が有るので協力に對しては謝意を表すべきではないでしょうか。現在のボランティア活動に對する民主的、近代的な認識を持つ必要が有るのではないだろうか。

次に、イタリヤについてみると、少年院では收容者は八時間の作業（主に自動車修理や印刷業）を終え、あとは本人の自由時間となりタバコは許され、食事時間などは、各々がサンドイッチや飲み物をもらうと仲間達と自由に外に出て、食事をとったり、ダンスや歌を唄って非常に明るく楽しく過ごしている。少年院には塀が無く日本では塀があるので脱走と呼ばれますが、イタリヤでは無断外出といわれています。又、少女の家では賣春婦を收容する施設少年院と同様に八時間作業（主に刺繍や裁縫の作業）をした後は自由で子供のある人は子供と一緒に朗らかに楽しく生活している。この様に、人權尊重、自由遵守と民主化が保護をしている人にも保護をを受けている人にも良く理解されています。被收容者は入所している間に技術を身につけ、さらに國家試験を受けて免許をとり、出所してからは、保護観察官と雇主が少年、少女のアフターケアを行っている。技術を身につけているので、生活が安定し、再犯が非常に少ない。日本では職業につくまでは世話するが、それ以後は放任されているので再犯するケースが多い現状である。日本

では保護觀察官の追跡調査はどちらかといえば「刑事的」な立場で行なわれているが、イタリアでは、あくまで人權尊重主義の立場で「教育的」な調査として行なわれている爲、再犯を防ぐ大きな決め手となっている。

更生保護職員養成についてみると、保護觀察官になるには、大學を卒業し、養成所に入り、いろいろのコースの試験をパスして始めて任命を受けるのである。保護觀察官の任務は、(1)犯罪を犯した者が裁判を受ける際、判決の資料となる背景状況や家庭事情等の調査、(2)施設内の少年少女の指導、(3)出所後のアフターケア（ここでは家庭内の環境の調整にまで及ぶ）、(4)施設内での諸問題の改善、(5)以上の任務に必要な経費の徴収等。これらの任務が遂行出来るよう厳しい訓練を受けるが、その期間は約六週間に及び、社會學、犯罪學、心理學、醫學を學び、時には、大學に委託される事もある。

ここで日本の保護司についてふれると、保護司はボランティアであるが、欧州と違って保護司法によって規定され、六十歳以下の男女で、推薦によって法務大臣の委嘱状を受けて就任する。有給の専門保護觀察官と違い、

ボランティア活動である爲、時間的にも大きく制限されている。欧州の保護觀察官は対象者を四〜六時間追跡し、対象者の教育と環境の調整の爲に勤務し、そのアフターケアが充分に成されている譯です。

刑罰に對する欧州と日本の考え方の相違について附言しておこう。欧州では、犯罪を犯した者が判決を受ける事、それだけで體罰を課したと考へ、施設に入所して作業を行なう事は、よき社會人たる爲に教育をするのだと確信している。これは日本と大きく異っている點です。日本では判決を受けた後、體罰として刑務所や少年院で矯正服務に従わせています。前にも述べましたが、欧州のこの様な態度は、非常に民主的で、個人の自由が守られ、權利と義務の施行が自然と行なわれている。

(昭和四十三年十一月三十日)

佛敎大學々會講演要旨